

	手 続 き	場 所	期 限 等	備 考
1	母子手帳の 出生届出済証明	河内長野市 市民窓口課	できるだけ早めに	
2	児童手当	保護者の住民登録地 の児童手当担当部署 (河内長野市の場合 ：こどもまんな課)	出生の翌日から数えて15日以内 (15日目が市役所休業日に当たる場合は翌業務日) ※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当てを 受けられなくなります。	特に15日目が 年末年始やゴールデン ウィーク等の場合は、 市役所業務日にご注意 ください。
3	子ども医療費 助成制度	子の住民登録地の 医療助成担当部署 (河内長野市の場合 ：保険医療課)	子の健康保険加入後速やかに (市町村によって違いがありますので、該当の 役所におたずねください。)	市町村により受給資格 に違いがあります。
4	国民健康保険 の加入	国民健康保険加入地 の担当部署 (河内長野市の場合 ：保険医療課)	出生の日から数えて14日以内 (市町村によって受付時間や必要なものなどに違いが ありますので、該当の役所におたずねください。)	国民健康保険に加入 する場合のみ
5	国民年金保険料 産前産後免除申請	母の住民登録地の 国民年金担当部署 (河内長野市の場合 ：市民窓口課)	該当者のみ、速やかに (該当の確認は、基礎年金番号を準備して 市町村役所におたずねください。)	